

西宮市立中央病院救急委員会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市立中央病院における救急医療に関する諸事項について審議し、救急医療の円滑な運営を図るため、西宮市立中央病院救急委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務等を行う。

- (1) 救急体制の整備に関すること。
- (2) 救急医療運営上の諸問題の把握と対策に関すること。
- (3) 救急マニュアルの整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織の構成等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、院長が選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、診療科部長又は課（科）長が推薦し、院長が選任した者とする。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(委員長等の任期)

第4条 委員長等の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任の委員長等が任命されるまでの間は、引き続き委員長等としての職務を遂行する。

- 2 委員長等が欠けた場合における補欠の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長等の再任は、妨げない。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、平成20年12月12日から施行する。

付則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程10条による改正付則）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程50条による改正付則）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。